

ふ き た さ と
吹田の郷

発行/すいた市民環境会議 代表/小田忠文 事務局/☎564-0032 吹田市内本町2丁目18-8 TEL&FAX06-6319-0630 小田(午後6時以降)

= 年会費 / 個人会員 1000円 法人会員 10000円 = 振込先 / 00980-3-28845 すいた市民環境会議

すいた市民環境会議 臨時総会

日時 2000年11月25日(土)午後1:00～2:00 (受付12:30から)

場所 吹田市民会館・大集会室(1階)

【プログラム】

1.開会 2.会長挨拶 3.総会/議長選出

<議事>

- ・第1号議案 NPO法人へ移行・すいた市民環境会議解散
- ・第2号議案 会計処理
- ・議長解任

4.閉会

特定非営利活動法人

すいた市民環境会議 設立総会

日時 2000年11月25日(土)午後2:00～3:00

場所 吹田市民会館・大集会室(1階)

【プログラム】

1.開会 2.会長挨拶 3.祝辞・来賓挨拶 4.総会/議長選出

<議事>

- ・第1号議案 設立趣旨書
- ・第2号議案 定款
- ・第3号議案 2000・2001年度の活動計画
- ・第4号議案 2000・2001年度の予算
- ・議長解任

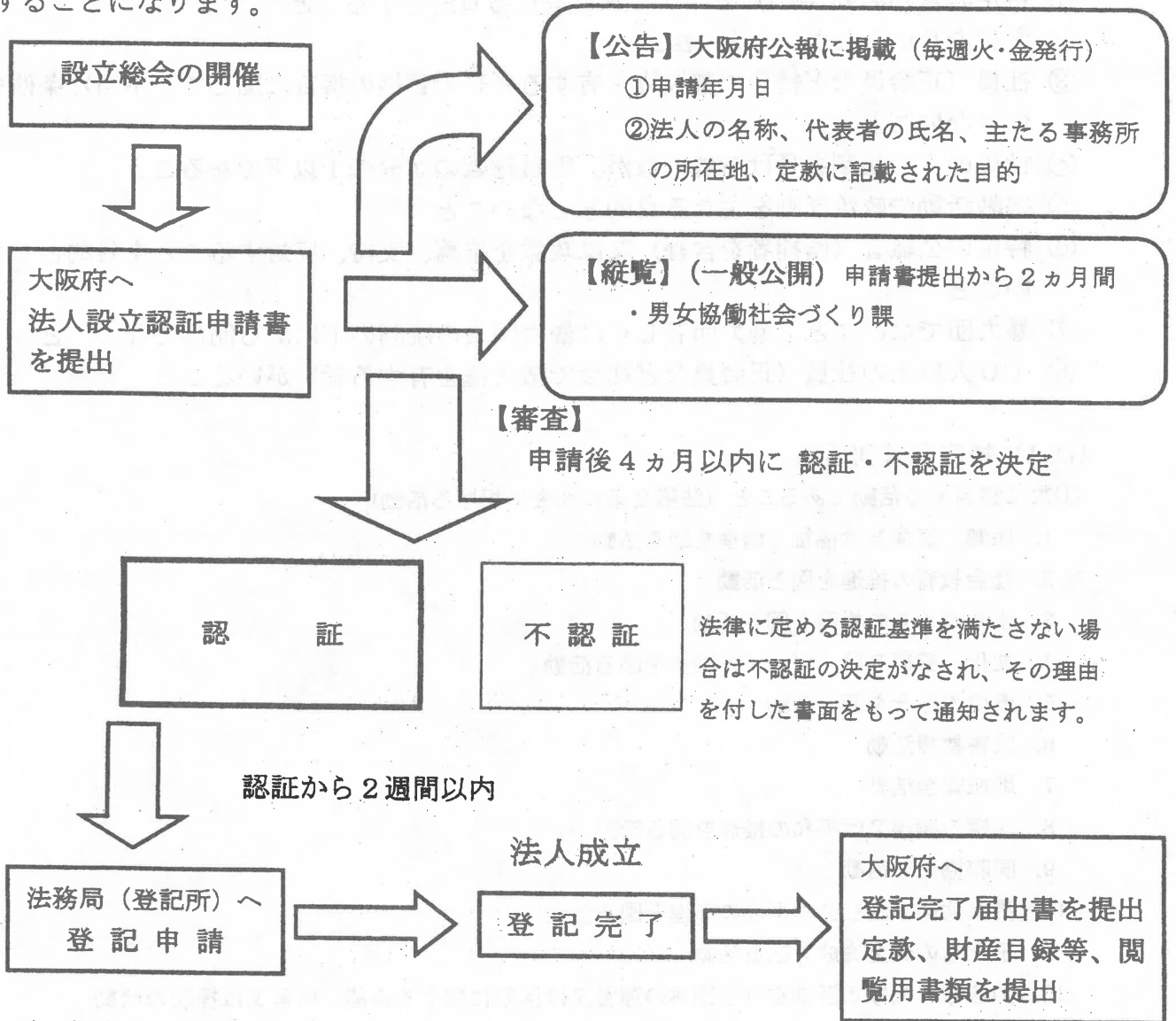
5.会長挨拶

6.閉会

総会に欠席の方は同封の委任状を提出して下さい

法人設立までの流れ

特定非営利活動法人を設立するためには、法律に定められた書類（注3）を添付した申請書を大阪府（2以上の都道府県に事務所がある場合は、経済企画庁）に提出し、設立の認証を受けることが必要です。設立の認証後、法務局（登記所）に登録することにより法人として成立することになります。



（注3）申請時に必要な書類（下線が引かれた書類は、縦覧に供する書類です。）

①認証申請書（法定様式あり）

②添付書類（様式は任意ですが、「設立の手引」の例を参考にしてください。）

定款、役員名簿、各役員^のの就任承諾書・住所又は居所を証する書面及び宣誓書の謄本、役員のうち報酬を受ける者の氏名を記載した書面、社員のうち10人以上の者の名簿、次ページの⑤・⑥・⑦の要件に該当することを確認したことを示す書面、設立趣旨書、設立者名簿、設立についての意思の決定を証する議事録の謄本、設立当初の財産目録、設立の初年（度）及び翌年（度）の事業計画書、設立の初年（度）及び翌年（度）の収支予算書

特定非営利活動法人になるには

特定非営利活動促進法

この法律に基づいて、特定非営利活動法人になれる団体は、次のような要件を満たすことが必要です。

- ① 特定非営利活動（注1）を行うことを主たる目的とすること
- ② 営利を目的としないこと（注2）
- ③ 社員（正会員など総会で議決権を有する者）の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと
- ④ 役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の3分の1以下であること
- ⑤ 宗教活動や政治活動を主たる目的としないこと
- ⑥ 特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持、反対することを目的としないこと
- ⑦ 暴力団でないこと、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体でないこと
- ⑧ 10人以上の社員（正会員など総会で議決権を有する者）がいること

（注1）特定非営利活動

①次に該当する活動であること（法第2条の別表に掲げる活動）

1. 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
2. 社会教育の推進を図る活動
3. まちづくりの推進を図る活動
4. 文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
5. 環境の保全を図る活動
6. 災害救援活動
7. 地域安全活動
8. 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
9. 国際協力の活動
10. 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
11. 子どもの健全育成を図る活動
12. 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

②不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする活動であること

（注2）営利を目的としないこと

構成員（社員、役員）に利益を配分しないことや財産を還元しないこと、解散の場合にも、残余財産を構成員に返還しないことを言います。

特定非営利活動法人
すいた市民環境会議 設立総会

第一号議案
設立趣旨書

特定非営利活動法人 すいた市民環境会議
設立代表者 小田 忠文

吹田市内の環境は、1970年の万国博覧会を契機に急激に変わってきました。私たちは生活の便利さを求め経済性を追求してきた結果、緑の丘陵地が住宅地になり、商業地が変わってきて、その弊害にも気付いてきました。

いつの間にか、身近な小川がなくなり、田んぼも家並みに変わり、ビルやマンションになりました。原っぱはもちろん、広場も少なくなっています。

古い歴史のある家が少しずつ消えて、懐かしい風景が失われています。子供たちに伝えるものがなくなっています。いったい子孫はどんな環境で育ち暮らすのでしょうか。

「地球は未来からの預かりもの」との考えが言われている今、私たちの住む吹田の環境を少しでも良い状態で維持し、次の世代に伝えなければなりません。

1997年3月 私たちが住み、働く吹田の環境を良くしていくことを考えようと、今まで環境問題や景観保全、自然保護などに関心のある有志で「すいた市民環境会議」を結成しました。

すいた市民環境会議はまず、吹田市の現状を記録しようと、生き物の調査をし、まちなみを記録してきました。活動範囲も広がり、学習・研修委員会、まちなみ委員会、生活環境委員会、生き物委員会、ビオトープ委員会などの個別委員会が活動を展開しています。今までの活動を継続しつつ、よりよい環境を創造するために提言・提案活動の充実、学習・研修活動の拡大など更なる飛躍が必要です。

そのためには今後、より強く責任をもって行動・活動することが求められています。また、行政や事業者とのパートナーシップはすいた市民環境会議の活動に欠かすことのできないものです。特定非営利活動法人を取得することにより、行政や事業者とのより一層のパートナーシップが築けるものと推察されます。

ここに「特定非営利活動法人 すいた市民環境会議」を設立します。

「特定非営利活動法人 すいた市民環境会議」は吹田市内の環境について、心に潤いとゆとりを持てるまちづくりを考え、身近な自然環境・歴史的文化的環境・生活環境などの保全、回復、創成などをおこない、よりよい吹田を次の世代に伝えることを目的にします。

(1)吹田市内を対象に下記に関する調査・研究・学習・教育・提言・提案する活動をおこないます。

- ①生物多様性の保全、ビオトープの創成、生物調査、自然保護活動の支援など自然環境に関すること
- ②歴史的建造物や景観の保全、伝承文化の保存活用など歴史的・文化的環境に関すること
- ③廃棄物、環境汚染など身近な生活環境問題に関すること
- ④吹田のまちづくりに関すること

(2) その他目的を達成するために必要な事業

第二号議案

特定非営利活動法人 すいた市民環境会議 定款 (設立總會案)

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人すいた市民環境会議 という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪府吹田市内本町2丁目18番8号に置く。

(目的)

第3条 この法人は、吹田市内の環境について、心に潤いとゆとりを持てるようなまちづくりを考え、身近な自然環境・歴史的文化的環境・生活環境などの保全、回復、創成などを行い、よりよい吹田を次世代に引き継ぐことを目的とする。

(活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法 第2条別表

- ・第3号(まちづくりの推進を図る活動)
 - ・第5号(環境の保全を図る活動)
- を行う。

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る次の事業を行う。

- (1) 下記に関する調査・研究・学習・教育・提言・提案する活動
 - ①生物多様性の保全、ビオトープの創成、生物調査、自然保護活動の支援など自然環境に関すること
 - ②歴史的建造物や景観の保全、伝承文化の保存活用など歴史的・文化的環境に関すること
 - ③廃棄物、環境汚染など身近な生活環境問題に関すること
 - ④吹田のまちづくりに関すること
- (2) その他目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の4種類とし、正会員をもって特定非営利活動促進法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 購読会員 この法人が発行する会報誌の購読するために入会した個人又は団体
- (3) 賛助会員 この法人の事業に賛助するために入会した個人又は団体

(入会)

第7条 会員として入会しようとするものは、入会申込書を会長に提出し、会長の承認を得なければならない。

会長は各会員の申込みについては、正当な理由がない限り入会を認めるものとするが、入会を認めない場合は、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、總會において別に定める会費を納入しなければならない。

(退会)

第9条 会員は、退会届を会長に提出し、任意に退会することができる。

2 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、退会したものとみなすことができる。

- (1) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (2) 会費を1年以上滞納したとき。

(除名)

第10条 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、總會において、社員総数の2分の1以上の議決により、これを除名することができる。ただし、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第11条 会員が納入した会費及びその他の抛出金品はその理由を問わず、これを返還しない。

第3章 役員

(種別)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 12人～24人
- (2) 監事 2人～3人

- 2 理事のうち、1人を会長、2人を副会長とする。
- 3 理事及び監事は、総会において選任する。
- 4 会長、副会長は、理事の互選により定める。
- 5 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 6 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

- 第13条 会長は、この法人を代表し、その業務を統括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によりその職務を代行する。
 - 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
 - 4 監事は、次に掲げる職務を行う
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は大阪府知事に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 幹事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期)

- 第14条 役員任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。
- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(欠員補充)

- 第15条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

- 第16条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。
- 但し、理事会において、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

- 第17条 役員は、無給とする。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
 - 3 前項に関し必要な事項は、予算の範囲内で理事会の議決を経て別に定める。

(顧問)

- 第18条 役員その他に、顧問をおくことができる。
- 2 顧問は理事会において選任する。
 - 3 顧問の任期は2年とする
 - 4 顧問は、会長より相談ごとの申請があれば、その解決のために努力する。

第4章 総会

(種別)

- 第19条 この法人の総会は、通常総会と臨時総会とする。

(構成)

- 第20条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

- 第21条 総会は、以下の事項について議決する。
- (1) 定款の変更
 - (2) 解散
 - (3) 合併
 - (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
 - (5) 事業報告及び収支決算
 - (6) 役員を選任又は解任、及び職務
 - (7) 会費の額
 - (8) 長期借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄
 - (9) 事務局の組織及び運営
 - (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第22条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。
- (2) 正会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。
- (3) 監事が第13条第4項第4号の規定により招集したとき。

(招集)

第23条 総会は、会長が招集する。但し、前条第2項第3号の規定による場合は、監事が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号の規定による請求があった場合は、その日から30日以内に臨時総会を開かなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも10日前までに通知しなければならない。

(議長)

第24条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第25条 総会は、正会員の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議決事項は、この定款で定めるもののほか、出席正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

(書面表決等)

第27条 やむを得ない理由のため、総会に出席できない正会員は、あらかじめ書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は総会に出席したものとみなす。

3 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議決に加わることはできない。

(議事録)

第28条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員の現在数
- (3) 出席した正会員の数(書面表決者及び表決委任者については、その旨を明記すること。)
- (4) 審議事項及び議決事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、その会議において出席した正会員の中から選任された議事録署名人2名以上が、議長とともに署名押印しなければならない。

第5章 理事会

(構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成し、全理事の過半数の出席をもって成立する。

(権能)

第30条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会に付議するべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第31条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の4分の1以上の理事から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。

(招集)

第32条 理事会は会長が招集する。

2 会長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時場所、目的及び審議事項を、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第33条 理事会の議長は、出席理事の互選でおこなう。

(議決等)

第34条 この法人の業務は、出席理事の過半数をもって決する。

第6章 資産、会計及び事業計画

(資産)

第35条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第36条 資産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(経費の支弁)

第37条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(特別会計)

第38条 この法人の会計は、必要に応じて特別会計を設けることができる。

2 年度途中に発生した特別会計は、理事会で決定し、直近の総会で報告しなければならない。

(事業計画及び予算)

第39条 この法人の事業計画及び予算は、会長が作成し、総会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(予備費の設定及び使用)

第40条 前条に規定する予算には、予算超過又は予算外の支出に充てるため、予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第41条 第39条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告書及び決算)

第42条 会長は、毎事業年度終了後3か月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書を作成し、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(長期借入金)

第43条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第44条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 事務局

(設置)

第45条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置くことができる。

3 事務局の職員は、会長が任免する。

(書類及び帳簿の備置き)

第46条 主たる事務所には、特定非営利活動促進法第28条に規定される書類のほか、次に掲げる書類を常に備えておかななければならない。

- (1) 会員名簿及び会員の異動に関する書類

(2) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第47条 この定款の変更は、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経なければならない。

(解散)

第48条 この法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 大阪府知事による認証の取消し

2 総会の決議により解散するときは、会員総数の3分の2以上の議決を経なければならない。

(残余財産の処分)

第49条 解散後の残余財産は、次のものに帰属させるものとする。

(名称)

吹田市

(主たる事務所の所在地)

吹田市泉町1丁目3番40号

第9章 雑則

(公告)

第50条 この法人の公告は官報により行う。

(委任)

第51条 この定款の施行について必要な事項は、定款で定めるほか、総会の議決を経て、会長が別に定める。

附則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立時の会費は、第8条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものとする。

- | | | | |
|-------|----|---------|-------|
| ①正会員 | | | |
| 個人・団体 | | 10000円 | (年会費) |
| 法人 | | 100000円 | (年会費) |
| ②購読会員 | | 10000円 | (年会費) |
| ③賛助会員 | 1口 | 100000円 | (年会費) |

3 この法人の設立当初の役員は、第12条第3項及び第4項の規定にかかわらず、次に掲げるとおりとし、その任期は、第14条第1項の規定にかかわらず、2001年6月30日までとする。

(1) 会長

氏名 小田 忠文

(2) 副会長

氏名 橋本 徹也

氏名 高島 耕一郎

(3) 理事

氏名 秋山 こずえ・熱田 克子・岩溪 恭子・大越 好子・小田 信子
・喜田 久美子・草野 弘靖・小室 巧・佐藤 和子・菅原 節子
・田中 一子・中村 小夜子・西尾 熱子・平 軍二・松岡 要三
・水川 晶子

(4) 監事

氏名 土志田 新八

氏名 邑本 恵子

4 この法人の設立初年度の事業計画及び予算は、第39条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

5 この法人の設立初年度の事業年度は、第44条の規定にかかわらず、成立の日から2001年3月31日までとする。

特定非営利活動法人 すいた市民環境会議

設立代表者 小田 忠文 印

第三号議案

初年度事業計画

I 事業の実施方針

設立初年度に当たり、法人としての組織基盤を確立するため、積極的な広報活動をおこない会員の拡大に努める。

初年度は法人設立の手続き上、事業期間は実質は1ヶ月程と予測されるため、すいた市民環境会議が調査・企画つつある吹田市の観光マップを基にまちなみウォッチングを1回のみ実施する。

II 事業の実施に関する事項

1 特定非営利活動に係わる事業

(1)歴史的建造物や景観の保全、伝承文化の保存活用など歴史的・文化的環境に関する調査・研究・学習・教育・提言・提案する活動

(予算書では まちなみ委員会 という)

【内 容】 すいた市民環境会議が調査と企画をしつつある吹田市の観光マップを基にまちなみウォッチングをおこなう

【実施場所】 吹田市内・旧山田村コース

【事業の対象者】 会員・市民の希望者

2001 年度事業計画

I 事業の実施方針

設立次年度に当たるが、実質初年度と考え、法人としての組織基盤を確立するため、積極的な広報活動をおこない、会員の拡大に努め、事業拡大に努める。法人としての責任を自覚し、行政・企業とのパートナーシップをすすめる。

II 事業の実施に関する事項

1 特定非営利活動に係わる事業

(1)歴史的建造物や景観の保全、伝承文化の保存活用など歴史的・文化的環境に関する調査・研究・学習・教育・提言・提案する活動

(予算書では まちなみ委員会 という)

【内 容】 すいた市民環境会議が調査と企画をしつつある吹田市の観光マップを基にまちなみウォッチングをおこなう

【実施場所】 吹田市内・各コース

【事業の対象者】 会員・一般市民

(2) 生物多様性の保全、ビオトープの創成、生物調査、自然保護活動の支援など自然環境に関する調査・研究・学習・教育・提言・提案する活動

(予算書では ビオトープの会 という)

【内 容】 ビオトープの会 メダカの田んぼでビオトープ創造の継続

【実施場所】 吹田市岸部北・農地

【事業の対象者】 会員・一般市民

(3) 廃棄物、環境汚染など身近な生活環境問題に関する調査・研究・学習・教育・提言・提案する活動 (予算書では 生活環境委員会 という)

【内 容】 生活環境委員会 「ごみゼロ吹田」を目指し、「ごみ会議」を設立し、市と協働して多くの市民を巻き込んでゴミ減量計画を作成し、実施する。

【実施場所】 吹田市内全域

【事業の対象者】 会員・一般市民

- (4) その他目的を達成するために必要な調査・研究・学習・教育・提言・提案する活動（予算書では 学習研修委員会 と 会報誌委員会 という）
- ①【内 容】 学習研修委員会 公民館講座等の企画・実施担当
【実施場所】 吹田市内の公民館など
【事業の対象者】 一般市民
- ②【内 容】 会報誌委員会 会報誌作成
【事業の対象者】 会員
- ③【内 容】 センスオブワンダー上映実行委員会参加
【実施場所】 吹田市内
【事業の対象者】 一般市民
- (5) 生物多様性の保全、ビオトープの創成、生物調査、自然保護活動の支援など自然環境に関する調査・研究・学習・教育・提言・提案する活動（特別会計とする）
- 【内 容】 吹田市内の街路樹の種・数を調査し、マップを作成する
【実施場所】 吹田市内全域
【事業の対象者】 会員・一般市民

第四号議案

初年度特定非営利活動に係わる事業収支予算

成立の日から2001年3月31日 （単位 千円）

科 目	予算額	前年予算額	差 異	備考
I 収入の部				
1 会費収入	0			
2 事業収入	(9)			
まちなみ委員会	9			
3 寄付金	(10)			
当期収入合計(A)	19			
前期繰越収支差額	0			
収 入 合 計 (B)	19			
II 支出の部				
1 事業費	(8)			
まちなみ委員会	8			
2 管理費	(7)			
保険費	1			
通信費	3			
会議費	1			
消耗品費	2			
3 予備費	(4)			
当期支出合計 (C)	19			
当期支出差額 (A)-(C)	0			
次期繰越収支差額 (B)-(C)	0			

2001年度特定非営利活動に係わる事業収支予算

2001年4月01日から2002年3月31日 (単位 千円)

科 目	予算額	前年予算額	差 異	備考
I 収入の部				
1 会費収入	(410)			
正会員会費収入 個人会員	230			1千円×230人 10千円×8件 10千円×10人
法人会員	80			
賛助会員会費収入	100			
2 事業収入	(480)			
まちなみ委員会関係	30	9		
学習・研修委員会関係	300			
生活環境委員会関係	150			
3 寄付金	(1500)	10		すいた市民環境会議より 寄付見込み 1300
当期収入合計(A)	2390	19		
前期繰越収支差額	0			
収入合計(B)	2390	19		
II 支出の部				
1 事業費	(650)	(8)		
ビオトープの会関係費	80			
まちなみ委員会関係費	30	9		
学習・研修委員会関係費	190			
生活環境委員会関係費	150			
会報誌委員会関係費	200			
2 管理費	(300)	(7)		
会議費	40	1		
通信運搬費	50	3		
消耗品費	100	2		
災害保険費	10	1		
雑費	100			
3 予備費	(300)	(4)		
当期支出合計(C)	1250			
当期支出差額(A)-(C)	1140			
次期繰越収支差額(B)-(C)	1140			

市民から見てもそうです。入会や寄付をしようとするとき、会の性格や組織体制が信頼できるかどうかは重要です。

そのため、会計を今まで以上に明確にしなくてはなりませんし、定款や年次事業計画にそった活動をするようになります。そのことが、団体としての社会的な信用度になっていくのです。

第二に、法人になれば、会の活動を大きく前進させることができるようになります。行政の環境改善の委託事業も引き受けたり、事業者との協働行動も増えていくことになるでしょう。

【Q2】 NPO法人になると組織・活動の何が変わるのか。

【A2】 法人になったからと言って、今までの『すいた市民環境会議』と活動には変化はありません。定款（規約）も詳しく、厳密になりましたが、会員の制度や総会の議決、理事会のあり方などは、ほとんど従来と同じです。

ただ、2点だけ変更したものがあります。

一つは、（第18条）顧問制度を新設したことです。

二つ目は、（第6条）購読会員、賛助会員の制度をつくったことです。

大学の先生などは相談事や問題が生じたときに出席してもらっていましたが、法人になると理事の出席がより重要になります。多忙で時間がとれない方には、顧問として残っていただくことにしました。

また、購読会員は、会費1000円と正会員の方と同じですが、正会員ではありません。そのため、総会での議決権がありません。

遠くにいたり、身体のことや時間のことなどで活動ができないが、会報誌などの通信は読み、精神的な支援をしたいという人への配慮です。

また、賛助会員は、1口10000円という形で寄付などの経済援助を主にさせていただき事業者や団体のための会員制度です。

【Q3】 法人になるには、どんな手続きがあるのですか。

【A3】 現在その手続きに入っています。まず、法人申請のさまざまな書類を大阪府に提出しなくてはなりません。

そして、設立総会を開き、定款、役員、事業計画、予算案などが会員の皆さまによって承認される必要があります。しかしこれは今までの『すいた市民環境会議』でもしてきたことです。

その後、大阪府の承認を得て設立登記をします。また、府民に対しては、情報公開に努め、毎年事業結果報告をする義務が生じます。

【Q4】 会員はNPO法人化で、個人として何をしなくてはいけないのですか。

【A4】 会員個人は、今まで通り、年会費1000円を支払い、自分に合った活動をしてください。

しかし、法人の設立時（11月25日）には、手続き上、次のことをお願いします。

(1) すいた市民環境会議解散の承認

(2) 非営利活動法人（NPO法人）すいた市民環境会議設立の承認

(1)(2)について、11/25設立集会時に出席していただくか、
会報誌に同封の委任状を返送していただくことになります。

メモ

Blank lined writing area consisting of 15 horizontal lines.

